

＜令和7(2025)年度公募における主な変更点＞

(1) 審査資料の電子化及びカラー化について

- 新たに「学術変革領域研究(A・B)」、「学術変革領域研究(A)(公募研究)」の研究計画調書をカラーで受け付けることとしました。これに伴い、審査委員は電子申請システムを通じてカラーの研究計画調書(PDFファイル)を閲覧し、審査を行うこととなります(研究計画調書をモノクロ(グレースケール)印刷して審査委員に送付するを取りやめます。)(「[Ⅲ. 応募する方へ 3. 応募書類\(研究計画調書\)の作成・応募方法等\(3\)\(4\)](#)」参照)

【既に審査資料の電子化・カラー化の対象となっている研究種目】※

- ・「特別推進研究」、「基盤研究(S)」、「研究活動スタート支援」、「海外連携研究」、「国際共同研究強化」、「帰国発展研究」

※その他の研究種目の審査においては、従前と同様、モノクロ印刷された研究計画調書を審査資料として使用します。なお今後、審査状況を踏まえ、審査資料の電子化及びカラー化の対象研究種目を拡大していく予定です。

(2) 男女共同参画推進に向けた応募要件の緩和について

- 若手・子育て世代の研究者がより積極的に研究に復帰・参画できる環境を整備するため、「研究活動スタート支援」及び「若手研究」の応募要件に「未就学児の養育期間」を配慮期間として追加します。なお、「未就学児」の対象は、「子」であり、民法上の解釈に即して応募者本人の子(実子、非嫡出子又は養子)となります。令和6(2024)年度公募「研究活動スタート支援」及び令和7(2025)年度公募「若手研究」から新しい応募要件を適用しますので、詳細は各公募要領を参照してください。

【令和6(2024)年度「研究活動スタート支援」(令和6(2024)年3月1日公募開始)】

A) 令和5(2023)年9月20日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得、かつ文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目(※1)に応募していない者

B) 令和5(2023)年度に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育(※2)していたため、文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目に応募していない者(※1)

(※1) 「特別推進研究」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び「若手研究」

(※2) 育児休業を取得している期間も含む。

【令和7(2025)年度「若手研究」(令和6(2024)年7月中旬公募開始予定)】

令和7(2025)年4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の研究者(※)

(※) 以下の者も対象とする。

- ・ 令和7(2025)年4月1日までに博士の学位を取得見込みの者

- ・博士の学位を取得後に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していた場合は、当該期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者

(3) 研究活動スタート支援及び奨励研究の審査方式の変更について

- 令和6(2024)年度から、「研究活動スタート支援」及び「奨励研究」の審査方式を2段階書面審査から一度の書面審査で採否を決定する審査方式へ変更しました。このことにより、早期の審査結果の通知が可能となり、研究活動スタート支援については、採択されなかった場合であっても、審査結果通知後、基盤研究等への応募のために必要な準備期間を確保することが可能となります。

(4) 研究インテグリティについて

- 「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。
令和7(2025)年度公募からは、e-Radに登録された研究インテグリティに係る情報を科研費電子申請システムに連携し、当該e-Rad情報を基に研究計画調書に必要な情報を入力いただきます。
特に、e-Radにおいて、研究代表者及び研究分担者が所属機関への研究インテグリティに係る誓約状況を登録していない場合は応募できませんので、必ず事前に当該情報の登録状況を確認してください。(「[Ⅲ. 応募する方へ 1. 応募の前に行うべきこと \(2\)](#)」及び「[Ⅳ. 研究機関の方へ 3. 応募書類 \(研究計画調書\) の提出に当たって確認すべきこと \(2\)](#)」参照)

(5) 安全保障貿易管理の体制整備について

- 科研費による研究活動を行う研究者に対しては、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき規制されている技術の輸出(提供)を予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認することを求めています。
令和7(2025)年度に助成を行う研究課題から、交付決定までに当該研究課題において外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の提供が予定されているかの確認及び、提供の意思がある場合は、研究機関の管理体制の有無について確認を行います。
提供の予定がある場合、管理体制が整備されている必要がありますので、研究機関は当該事務を適切に行うために必要な体制を整備し、整備状況を必ずe-Radへ登録してください。(「[Ⅳ. 研究機関の方へ 2. 「研究機関としてあらかじめ行うべきこと \(10\)」](#)及び「[Ⅴ. 関連する留意事項 7. 安全保障貿易管理について \(海外への漏えいへの対処\)](#)」参照)

(6) 研究データマネジメントについて

- 令和6(2024)年度から、原則全ての研究種目において研究データマネジメン

トプラン（DMP）の作成を求めます。DMPの作成例等の詳細は交付内定時に示しますので、当該内容に沿って研究課題における研究成果や研究データの保存・管理等を行ってください。（「[I. 科学研究費助成事業-科研費-の概要等 6. 科研費により得た研究成果の発信等について \(4\)](#)」参照）